

市からの 連絡帳



7月は、固定資産税・都市計画税第2期の納期です。
~納付には、便利な口座振替を~
納税課 田(☎042-460-9832)

届出

旧印鑑登録証から西東京市民カードへの引替について

田無市印鑑登録証、保谷市印鑑登録証、暗証番号の入っていないほうや市民カードを、暗証番号の入った西東京市民カードと引き替えることができます。暗証番号を登録すると市内6か所に設置された住民票等自動交付機を利用できます。印鑑登録者本人が窓口で申請してください。暗証番号を登録している「ほうや市民カード」は、住民票等自動交付機を利用できます。

アナログテレビ放送は

7月24日に終了します!!



地デジ臨時相談窓口にご相談ください

地デジ臨時相談窓口

時 7月1日(金)~8月26日(金)
平日の午前8時30分~午後5時
場 田無庁舎2階、保谷庁舎1階
地デジ休日臨時相談窓口
時 7月の土・日曜日、祝日
午前8時30分~午後5時
場 田無庁舎1階、保谷庁舎1階
☎ 総務省東京都西テレビ受信者支援センター(☎042-716-2525)
平日午前9時~午後9時、土・日曜日、祝日午前9時~午後6時)
企画政策課 田(☎042-460-9800)

西東京市民カード・ほうや市民カードの暗証番号について

暗証番号をお忘れになった場合は、市民課窓口(田無庁舎・保谷庁舎または出張所)で暗証番号変更手続きができます。また、暗証番号を登録していない西東京市民カード・ほうや市民カードをお持ちの方は、暗証番号登録手続きができます。いずれの場合も本人が窓口で申請をしてください。

引替手続き、暗証番号変更手続きおよび暗証番号登録手続き申請時に必要なもの

西東京市民カード、ほうや市民カード、田無市印鑑登録証、保谷市印鑑登録証 認め印 申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証など)

変更・登録

即日手続き 運転免許証、パスポートのほか官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書などで本人確認をした場合は、即日引き替えおよび暗証番号の変更・登録ができます。

照会手続き 上記の証明書などが無い場合は即日での手続きにはなりません。申請をすると本人あてに照会書を郵送します。照会書が届いたら、本人または代理人が再度来庁して手続きをしてください。

必要なもの

照会書(回答書に本人が署名、押印したもの) 西東京市民カード、ほうや市民カード、田無市印鑑登録証、保谷市印鑑登録証 認め印 申請者の本人確認ができるもの 代理人の場合は、照会書に添付した代理人選任届(本人自筆)と代理人の印鑑、代理人の本人確認ができるもの

市民課 田(☎042-460-9820) 保(☎042-438-4020)

税・国保・年金

市税、国民健康保険料(税)の夜間・休日納付相談窓口

夜間 7月6日(水)午後5時~8時
休日 7月2日(土)・3日(日)
いずれも午前9時~午後4時

場 市税...納税課(田無庁舎4階)
国民健康保険料(税)...保険年金課(田無庁舎2階)

窓口に田無庁舎のみです。

☎ 市税、国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行など

納税課 田(☎042-460-9832)
保険年金課 保(☎042-460-9824)

国民健康保険料納入通知書の送付

平成23年度国民健康保険料納入通知書を7月中旬に世帯主あてに送付します。国民健康保険料は、皆さんの医療費をお支払いするための貴重な財源です。期限内に必ず納付するようご協力ください。

納付は期限内に!

保険料は、7月から翌年2月まで8回に分けて納付していただきます。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合もあります。

口座振替の申し込み

口座振替依頼書を納入通知書に同封してお送りします。口座振替を希望する方は、通帳の届出印・納入通知書をお持ちのうえ、口座のある金融機関・郵便局で手続きをしてください。

保険料の年金天引き(特別徴収)

次のすべてに該当する方は、原則、年金天引きで納めていただきます。世帯主が国保の加入者であること 国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であること

特別徴収対象年金が年額18万円以上あり、かつ介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えないこと 該当する方には、7月に送付する納入通知書でお知らせします。

なお、該当されない方は、今までどおり納付書や口座振替での納付になります。

年金天引きから口座振替への変更

年金天引きの対象者も口座振替による納付を選択できます。詳細は、7月に送付する納入通知書に同封のパンフレットをご覧ください。

コンビニエンスストアなどで納付できるようにしました

詳細は、納入通知書8ページをご覧ください。

納入通知書の様式が変わりました

これまで納付書は納入通知書と一緒に綴じ、送付していましたが、コンビニエンスストアなどでの取り扱いを可能とするため、今回から1枚1枚分かれた状態で送付します。納付の際には期別を間違えないよう、納付書に記載してある納期限を確認のうえ、納付してください。

非自発的失業者の方

~保険料の軽減手続きを~ 次のすべてに該当する方 平成21年3月31日以降に失業された方

離職日時点で65歳未満の方
ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が次の番号の方
特定受給資格者...11、12、21、22、31、32

特定理由離職者...23、33、34
詳細は、お問い合わせください。

納付が困難な場合はご相談を!

納付相談を行っておりますのでお気軽にご相談ください。災害など特別な事情で生活が著しく困難となった場合、保険料の減免制度があります。
保険年金課 田(☎042-460-9822)

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税の課税所得金額(前年所得)と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。新しい国民健康保険高齢受給者証は7月下旬に簡易書留郵便でお送りします。

負担割合の判定基準

【1割負担の方】

(平成24年4月からは2割負担の予定)
(1)同一世帯の70~75歳未満の国保被保険者のうち、住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいない場合

(2)住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方で国保被保険者の収入の合計が次の金額に満たない方は基準収入額適用申請により1割負担
世帯に70~75歳未満の国保被保険者が1人の場合は、収入が383万円未満
世帯に70~75歳未満の国保被保険者が2人以上の場合は、収入の合計が520万円未満
世帯に70~75歳未満の国保被保険

者が1人で、被保険者本人の収入が383万円以上であっても、世帯に後期高齢者医療制度への移行により、国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる場合、旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満

【3割負担の方】

下記の(1)(2)ともに該当する場合
(1)同一世帯の70~75歳未満の国保被保険者のうち、住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいる場合
(2)70~75歳未満の国保被保険者が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上の場合

基準収入額適用申請書の提出

定期判定により3割負担の判定で、前年の収入金額(諸控除を引く前の金額)が基準額未満の方は、申請により1割負担(平成24年4月からは2割負担の予定)となります。

該当すると思われる方には申請書を送付していますので、必ず申請してください。
保険年金課 田(☎042-460-9822)

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税の課税所得金額(前年所得)と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

一部負担金の割合が変わる方には、7月下旬に新しい被保険者証を、簡易書留郵便でお送りします。

基準収入額適用申請書の提出

定期判定により3割負担の判定で、前年の収入金額(諸控除を引く前の金額)が基準額未満の方は、申請により、該当される場合は、1割負担になります。

負担割合の判定基準

【1割負担の方】
(1)住民税課税所得(課税標準額)が145万円未満の被保険者
(2)住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方で被保険者の収入合計が次の金額に満たない方は基準収入額適用申請により1割となります。
該当すると思われる方には、申請

書を送付していますので、必ず申請してください。

世帯に被保険者が1人の場合は収入が383万円未満

世帯に被保険者が2人以上の場合は収入の合計が520万円未満

世帯に被保険者の方が1人であり被保険者の収入が383万円以上であっても、同じ世帯の中に被保険者ではない70~74歳の方との収入の合計が520万円未満の場合

【3割負担の方】

住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上で世帯に被保険者の方が1人の場合は、収入が383万円以上。被保険者が2人以上の場合は、収入の合計が520万円以上の場合
被保険者とは後期高齢者被保険者証を持っている方です。

広域連合では、後期高齢者医療制度について、「東京いきいきネット」
http://www.tokyo-ikiiki.netで 情報提供を行っていますので、ご利用ください。

保険年金課 田(☎042-460-9822)